

平成 27 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 蛇の目マシン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大場 道夫
(コード:6445、東証第一部)
問合せ先 総務部長 松田 知巳
(TEL. 042-661-3071)

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 30 条及び第 39 条の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

社外取締役 佐藤 慎一
監 査 役 村山 義晴
社外監査役 中澤 真二
社外監査役 田中 敬三

2. 責任限定契約の締結日

2015 年 9 月 29 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 5 月 13 日付「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約に係る規定を新設する定款変更議案を、当社第 89 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、平成 27 年 9 月 29 日付にて社外取締役及び監査役との間で当社定款第 30 条及び第 39 条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

4. 当社定款

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上